

事務連絡
平成18年12月18日

会員各位

北九州市乳幼児医療制度の初診料等の自己負担額の無料化について

標記の件につきまして、市医師会より下記の通り通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、ポスターは北九州市保健福祉局より届きしだいお届けいたします。 小倉医師会 務務係

北九保保年第461号
平成18年12月13日

北九州市医師会
会長 様

北九州市保健福祉局保健医療部
保険年金課長

北九州市乳幼児医療制度の初診料等の自己負担額の無料化について（お知らせ）

平素から福祉医療制度につきまして、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、北九州市では平成19年1月1日から乳幼児医療費助成制度の初診料、往診料、訪問看護基本利用料の自己負担額を新たに助成対象といいたします。（入院時の食事代、保険診療の対象外となる医療費については、従来どおり自己負担となります。）

つきましては、この改正内容を広く周知するためにポスターを送付いたしますので、ご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、各区の医師会へ会員様への周知依頼と併せてポスターを配達する予定です。

記

1 変更内容 初診料、往診料、訪問看護基本利用料の自己負担額の無料化

2 対象者 北九州市乳幼児医療費助成対象者（全員）
<通院 6歳未満、入院 小学校就学前まで（平成19年1月1日現在）>

※ 市町村によって、対象年齢が異なりますが、本市においては、乳幼児医療費助成制度対象者（全員）となりますのでご注意ください。

3 施行時期 平成19年1月1日診療分から

4 請求方法 現物給付（初診料等は、年齢に関係なく、全てレセプト請求してください）

※ 県内3歳未満は全て同様の請求ですが、3歳以上は市町村によって請求方法や助成制度が異なります。各市町村へご確認ください。

<連絡先> TEL: 093-803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市保健福祉局保健医療部
保険年金課福利医療係（担当： ）
TEL: 093-582-2415
FAX: 093-583-6142